

北上地区消防組合消防本部訓令第7号

消防機関

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年5月7日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程（昭和50年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
消防次長	(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令 (2) 所属職員の年次休暇並びに <u>4日以内</u> の特別休暇の承認 (3) 所属職員及び署長の週休日等の <u>振り替え等の承認</u> (4) 職員の公務災害補償 (5) 消防車両の登録申請並びに損害賠償保険の契約 (6) 職員の非常招集	消防次長	(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令 (2) 所属職員の年次休暇並びに <u>6日以内</u> の特別休暇の承認 (3) 所属職員の週休日等の <u>振替等</u> (4) 職員の公務災害補償 (5) 消防車両の登録申請並びに損害賠償保険の契約 (6) 職員の非常招集
総務課長		総務課長	(1) <u>所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</u> (2) <u>所属職員の年次休暇並びに6日以内の特別休暇</u>

	<p>(1) 職員の通勤手当、住居手当、児童手当及び扶養親族の認定</p> <p>(2) 職員の健康管理</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(4) 源泉徴収票の処理</p> <p>(5) 条例、規則等の公布及び報告</p> <p>(6) 本部庁舎の一時使用許可</p> <p>(7) 文書の収発及び公印の管理</p> <p>(8) 所管する機材の維持管理</p>		<p><u>の承認</u></p> <p>(3) 所属職員の週休日等の振替等</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(5) 職員の通勤手当、住居手当、児童手当及び扶養親族の認定</p> <p>(6) 職員の健康管理</p> <p>(7) 源泉徴収票の処理</p> <p>(8) 条例、規則等の公布及び報告</p> <p>(9) 本部庁舎の一時使用許可</p> <p>(10) 文書の収発及び公印の管理</p> <p>(11) 所管する機材の維持管理</p> <p>(12) <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>
予 防 課 長	<p>(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(2) 防火管理者講習修了証の再交付</p>	予 防 課 長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特別休暇</p> <p><u>の承認</u></p> <p>(3) 所属職員の週休日等の振替等</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(5) 防火管理者講習修了証の再交付</p> <p>(6) <u>危険物保安監督者の選（解）任の届出の処理</u></p> <p>(7) <u>品名、数量又は指定数量の倍数変更届出の処理</u></p>

	<p><u>(3)</u> 予防宣伝計画の立案及び実施</p> <p><u>(4)</u> 予防相談の処理</p> <p><u>(5)</u> 防火対象物における消防用設備及び防火管理上の照会</p> <p><u>(6)</u> <u>火災予防条例に基づく願出中一時的なものの処理</u></p> <p><u>(7)</u> 所管する機材の維持管理</p>
警防課長	<p><u>(1)</u> 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p><u>(2)</u> 地水利調査の実施</p> <p><u>(3)</u> 警防教養訓練の実施</p> <p><u>(4)</u> 消防本部、消防署間の警防業務の調整</p> <p><u>(5)</u> 所管する機材の維持管理</p>
指令室長	

	<p><u>(8)</u> 休止届出その他任意に提出された資料の処理</p> <p><u>(9)</u> 消防用設備等着工届出の処理</p> <p><u>(10)</u> 裸火等使用承認申請書の処理</p> <p><u>(11)</u> 予防宣伝計画の立案及び実施</p> <p><u>(12)</u> 予防相談の処理</p> <p><u>(13)</u> 防火対象物における消防用設備及び防火管理上の照会</p> <p><u>(14)</u> 所管する機材の維持管理</p> <p><u>(15)</u> <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>
警防課長	<p><u>(1)</u> 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p><u>(2)</u> 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特別休暇の承認</p> <p><u>(3)</u> 所属職員の週休日等の振替等</p> <p><u>(4)</u> 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p><u>(5)</u> 地水利調査の実施</p> <p><u>(6)</u> 警防教養訓練の実施</p> <p><u>(7)</u> 消防本部、消防署間の警防業務の調整</p> <p><u>(8)</u> 所管する機材の維持管理</p> <p><u>(9)</u> <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>
指令室長	<p><u>(1)</u> 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p>

	<p>(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(2) 気象情報の処理</p> <p>(3) 火災予防条例第45条（第3号を除く）に規定する火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出の処理</p> <p>(4) 所管する機材の維持管理</p>		<p>(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特別休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の週休日等の振替等</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(5) 気象情報の処理</p> <p>(6) 火災予防条例第45条（第3号及び第6号を除く）に規定する火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出の処理</p> <p>(7) 所管する機材の維持管理</p> <p>(8) 軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</p>
署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇並びに4日以内の特別休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の週休日等の振り替え等の承認</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(5) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施</p> <p>(6) 防火管理者の選任（解任）届の処理</p> <p>(7) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理</p> <p>(8) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設</p>	署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇並びに所属職員及び分署員の6日以内の特別休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の週休日等の振替等</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(5) 実施計画に基づく、法第4条又は第16条の5に規定する立入検査の実施</p> <p>(6) 防火管理者の選任（解任）届の処理</p> <p>(7) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理</p> <p>(8) 法第16条の3の2に規定する調査</p> <p>(9) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設</p>

	<p>置届出の事務処理</p> <p><u>(9)</u> 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理</p> <p><u>(10)</u> 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理</p> <p><u>(11)</u> 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理</p> <p><u>(12)</u> 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理</p>
副 署 長	<p>(1) 消防署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り</p> <p>(2) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(3) 所管する機材の維持管理</p>
分 署 長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p>

	<p>置届出の事務処理</p> <p><u>(10)</u> 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理</p> <p><u>(11)</u> 火災予防条例第42条の3第2項に規定する指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の提出の処理</p> <p><u>(12)</u> 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理</p> <p><u>(13)</u> 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理</p> <p><u>(14)</u> 火災予防条例第45条(第3号及び第6号に限る)に規定する火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出の処理</p> <p><u>(15)</u> 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理</p> <p><u>(16)</u> 軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</p>
副 署 長	<p>(1) 消防署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り</p> <p>(2) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(3) 所管する機材の維持管理</p>
分 署 長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p>

- (4) 所属車両の運行及び維持管理
- (5) 分署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り
- (6) 所管する機材の維持管理
- (7) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施
- (8) 防火管理者の選任（解任）届の処理
- (9) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理
- (10) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届出の処理
- (11) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理
- (12) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理
- (13) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理
- (14) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理

- (4) 所属車両の運行及び維持管理
- (5) 分署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り
- (6) 所管する機材の維持管理
- (7) 防火管理者の選任（解任）届の処理
- (8) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理
- (9) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届出の処理
- (10) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理
- (11) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理
- (12) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理
- (13) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年5月7日から施行する。